

経済労働委員会記録

開催日時 平成26年3月6日(木) 16:38~17:11

開催場所 第1委員会室

出席委員 7名

岡 史朗 委員長

和田 恵治 副委員長

松尾 勇臣 委員

神田加津代 委員

森川 喜之 委員

今井 光子 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 2月定例県議会追加提出予定議案について

<質疑応答>

○岡委員長 ただいまの説明につきまして、質疑があればご発言をお願いします。なお、質疑は、ただいまの説明のありました案件に限らせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

では、質疑あればどうぞ、おっしゃってください。

○今井委員 繰越明許が幾つか出ているのですけれども、繰り越しになった場合の消費税との関係はどういう扱いになるのか、わかりましたらお聞かせいただきたいということです。

それから、権利の放棄ですが、市場使用料7件というのですが、1つの業者がいろいろなものを含めて7件という数字が上がってきていると伺ったのですけれども、これにつきましては、ここまでに至るまでなぜ対応ができなかったのかという疑問と、それから、今の時期にこれが上がってきたのはなぜかという点をお伺いしたいと思います。

それから、9番目の権利の放棄の問題ですけれども、工事着手後に倒産になったという

ことですが、こうした場合に、事前にこちらに頼むという段階で、倒産するような企業かどうかというチェックはできなかったものなのかという疑問があるのですけれども、お聞かせいただきたいと思います。

○菅谷農村振興課長 1点目の消費税のご質問でございます。4月以降、消費税が8%に上がるということですので、現在、契約しているものについて、変更契約の措置が4月以降の出来高分については必要となります。また、4月以降に発注するものも当然8%に設計を変えていくという必要が生じます。以上でございます。

○嶋本農林部次長（市場担当） 県中央卸売市場に係ります債権の放棄の案件でございます。市場につきましては、これまでこういった滞納者、それから既にその中には廃業し撤退したのもおるわけでございます。これらにつきましては、今まで卸売市場法、中央卸売市場条例、規則、あるいは滞納処分のマニュアルに従いまして、滞納者につきまして入居時に預かっております補償金、使用料の3カ月分に相当するものがございますけれども、それを滞納額に充当をし、あるいは納付誓約を求める、あるいは支払い計画を提出させて分納もさせるということで回収に努めてきたところでございます。その結果で、過去には、平成22年度ですが、既に撤退した業者からも交渉なり働きかけまして、約2,000万円という徴収を実現したという例もございますけれども、総体的に、全体として今、まだ現に滞納が残っている状況であります。

今年度から、そういった反省も踏まえまして、市場の改革を3年間でやろうという中で、事業者に対して退去に係る判断基準といたしまして、入退去基準なるものを文書で明示をさせていただいたところでございます。その中で、退去につきましては、当然、使用料を滞納した場合、あるいはそれだけではなく、ルール違反、それから経営不振、その3つにつきまして退去基準を定めまして、特に滞納につきましては3カ月、例えば補償金をまず充当して、それでさらに払わなければ退去をさせるという場合の手続も明確化をさせていただいたところでございます。

この結果、3カ月以上の滞納者は昨年度末で15社ありましたが、この2月で6社まで減っております。その中では、撤退をしたもの、それから滞納額を解消したのもございますし、現在、分納誓約を履行中であるものもございます。現時点においてはこういったことで明示もいたしましたので、基本的には3カ月以上の滞納はさせないということを前提で、補償金の充当であるとかによって滞納分を補える範囲で対応していく所存でございます。また、同時に、現在、開設以来、非常に変わってきている中で、前提となります経

営状況につきましても非常に厳しい状況ではございますけれども、ピックアップして、会計士でありますとか専門の方を入れまして、経営調査、経営診断にも取り組んでいるところでございます。発生させないということと、現に発生しているものの減少ということで、引き続き努力してまいりたいと考えております。

あと、この時期にということで、実際、この案件につきましては、平成23年9月に破産手続の廃止決定を受けております。県の会計局で作成しております基準に従いまして、平成24年度中に改正をされまして、破産手続の廃止決定を受けたものという基準もできましたので、会計局とも協議をしながら、今年度のタイミングとしては2月議会でございますので、今回、提出させていただいております。以上です。

○佐野森林整備課長 今井委員から権利の放棄について、業者に事前の経営のチェックができないのかという質問でございますけれども、現在は、業者に関しましては、毎年、経営状態を県へ提出することになっております。それを、県土マネジメント部公共工事契約課がつかさどっており、その中で現在チェックができるようになっておりますけれども、それも1年に1度ですし、何分、申しわけございませんが、昭和60年のことなので、そのときのチェック体制というのは、今この場ではわかりかねますので、また調べまして後ほどご連絡させていただきます。以上です。

○今井委員 ありがとうございます。消費税が8%になるということで、また、そうしたらその追加分が出てくることは考えられるということでしょうか。もしその点がわかれば、また教えていただきたいと思います。

それから、市場につきましては、わかりましたので、ぜひ今後、こうしたことがないようにきっちりと対応していただきたいと思います。

それから、経営状況は、今はもうそういうことがチェックできる体制になったということですので、こうしたことがないようにきっちりとさせていただきたいと思います。

○菅谷農村振興課長 消費税のアップ分については補正等で加味させていただいておりますので、これ以上の増額がまた後に出てくることはございません。以上でございます。

○中村委員 簡単に、「2月定例県議会追加提出予定議案の概要」13ページの8、9、10の件ですけれども、問題はいろいろあるのですけれども、8番の権利の放棄について。中央卸売市場に入っておる仲卸業者とか、非常に経営が苦しいということでいろいろなこと起っているわけです。ヤマトハイミール食品協業組合の件も含めて、いろいろと。それが10年、20年とかかわってきているわけだけれども、そういう反省も含めて、普通

商慣行においては、家賃とか契約するときには保証人を立てているわけではあります。県中央卸売市場のこの件に関してはこういういろいろな事案があるが、保証人なしで3カ月間のお金だけ取って、それでもう全て済ませて、きょうまでずるずると来ているわけで、ここで一つの反省として、こういうことの再発防止、あるいはまた、今、県中央卸売市場で4社も含めていろいろやっているわけだけでも、保証人をとるといっても、こういう事件を防止する一つだと思いのです。だから、今すぐどうのこうのではありませんけれども、保証人のことに関して、今後やはり考えていったほうがいいのではないかというのが、ひとつ意見があれば、答えていただきたいというのが、これ1点目。

それと、9番目の工事請負契約解除に伴う違約金の問題ですが、これもわかっておっしゃっているのですけれども、違約金ですが、工事中の業者が途中で倒産をしたり不測の事故があった場合には、また新たに業者を選定して工事を完了しているわけではあります。そこで、倒産した場合には、西日本建設業保証会社というのがあるわけではあります。これが全部補償してくれるわけではあります。だから、県としては具体的には1円の損失もないわけではあります。しかしながら違約金を取るとなっているわけではあります。これも制度上おかしなことで、県が全然損をしないのに違約金を取る。そしたら、この違約金はどういう条例なり会計規則なりによって、こんな慣習がきょうまで続いてきているのか、これはもう準会計的な話になると思いののですけれども、現在のわかる範囲で教えていただきたい。

それから、10番目の権利の放棄ですけれども、これも知る範囲によると、談合、裁判によって今回の工事については談合罪が成立したと。そうすると、法律に基づいてその業者に対しては5%の違約金を取ると、これはこれでいいわけではあります。それで、その会社が談合が裁判で確定したので、この会社に対して県は5%くださいということで催告なりしてやっているわけではあります。しかし、この会社、談合罪が成立しても、2年半ぐらい存続していたわけではあります。それで、この会社は、2年半も存続し、それから倒産になったわけです。そしたら、その間に違約金を、談合金をどうして県は取らなかったのかということではあります。2年以上その会社が存続しておるのにも関わらず県は取れてなくて、それで、その会社が倒産をして、やっとな今、債権を放棄するのだと。だから、こういうことも普通で考えれば当然取って、指名競争入札にその業者は参加していたわけではありますから。どうなるのかと。急な質問なので、この3点についてわかる範囲で簡単に。

○嶋本農林部次長（市場担当） 市場の使用料等につきましては、今まで取り組んできた経緯、先ほど今井委員にお答えしたとおりでございますけれども、その根拠になっており

ますその条例なり規則が、全国の市場、大体そうですけれども、国からそのひな形と申しますか業務規定例が示されて、それに沿ったものということで、現在、その中では、おっしゃっていただきましたように補償金を徴取して、それがなければ営業できないという規定しかございません。ただ、それが現状、こういう結果を招いているのも事実でございますので、今、委員ご提案をいただきました保証人につきましては、現在、規定はされておりませんが、今後、入店者に対応するとき等、国とも協議をし、また大阪府なり近隣の同様の悩みを抱えているその市場、全国にあるかもわかりませんし、そういった市場の状況も調査をさせていただいて、検討、勉強をさせていただきたいと思っております。

○佐野森林整備課長 まず、私には2つの質問ですけれども、1つは9番、権利の放棄、5%の違約金の話ですけれども、これは奈良県契約規則に条文がうたってありまして、契約の条項の中に、甲乙の話なんです、乙が一方的に契約解除した場合は5%の違約金を徴取するという定めがございましたので、それに基づきまして請求いたしました。

それで、あともう一つの、宇陀談合の話ですけれども、宇陀談合は平成20年に発覚しておりますけれども、この工事自体は平成18年の工事として、その工事が平成18年度に終わりました、工事支払いを行っております。それで、宇陀談合疑惑が平成20年に発覚しまして、その該当の工事が平成18年の樫本建設の工事となっております。そこで、県が損害賠償請求を行うことに決めまして、非常にタイトな日程ですが、平成20年8月6日に指名停止措置及び損害賠償請求を行うことを決定しております。同じく8月19日に、その決定した直後ですけれども、8月19日に樫本建設が経営不振という形で、廃業届を出しております。だから、県が賠償請求を行うと決めたとほぼ同時ですけれども、樫本建設がもう廃業届を出したというのが今の、私のわかる範囲の事実でございます。

それで、いわゆる取れなかったと……。

○中村委員 もう結構です。

○佐野森林整備課長 よろしいでしょうか。

○福谷農林部長 補足説明をさせていただきます。

まず、その倒産した会社の話ですけれども、向こうから契約の解除申し立てがあったので、その段階で出来高計算を行っております。それでもってその額を出して、前払い金との差額については、委員おっしゃったように西日本建設業保証(株)より補填はされております。

あと、森林整備課長が申しあげました違約金は契約時にうたわれておりますので、その

部分について県が事業者、業者宛てに請求をしていたと。たびたび督促は行っていたのですが、最終的には平成9年に本人が亡くなって、法人ですので、代表者に請求はしているのですが、平成9年に亡くなっていることがわかったということで、かなりの間放置されていたのですが、それは法人登記が生きている、本人が亡くなっているのはわかっているのですけれども、法人登記が生きている以上、県の会計規則上、それをそのまま消滅に持っていくことが要はできなかつた。現実はまだ実態のない会社なので、そういう会社についてはみなし解散という考え方でもって消滅させましょうというのが、昨年ぐらいにどうも会計局では方針決定されたのでそれに乘ったということで、確かに相当期間経過はしているのですが、何もしていなかったことはないということだけ。

それと、もう1点ですが、宇陀談合の話ですけれども、これについては、森林整備課長が申し上げましたように、もう既に工事は終わっていたのですけれども、平成20年にその事件が発生をして、その事業者に対して損害賠償金の請求を行っております。一応、これもたびたび行っているのですが、最終的には平成23年に破産申し立てがなされまして、それによって破産管財人に対して破産債権の届け出書はきちんと出しておるということ。ところが、平成25年1月10日に破産廃止の手続が確定をして、法人登記も閉鎖登記がなされたということで、今般、消滅させることになったという、そういう経緯がございました。ただ、いずれにしても、その間、きっちりと請求していたのかどうかという疑問は恐らくお残りだと思いますので、その点については、今後のことになりすけれども、その点、遺漏のないように今後はきちんとしていきたいと思っております。以上でございます。済みません。

○中村委員 もうこれ以上質問は申し上げませんが、県中央卸売市場の件も、法令上の問題もありますが、保証人はこれ、各市場で非常に問題になっておるので、ひとつ。

それと、9番、10番も、部長の説明でよしと、これは実際、おかしなものです。本人が死んでも、登記上、会社は解散されていないと。こんなところに対して、誰が考えても普通の常識では、それが長期間にわたって継続してるというのも非常におかしな話で、やっと現実に即してそういうことをされたということですから。こういうことも含めてきっちりとやっていただきたいと思う。終わります。

○岡委員長 よろしいですか。

ほかになければ、これをもって質疑を終わります。

次に、議会閉会中の審査事件に係る委員長報告につきましては、正副委員長に一任願え

ますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、6月定例会に提出予定の奈良県農業研究開発中期運営方針の事前審査をするため、当委員会を4月23日水曜日午後1時から開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、これをもちまして本日の委員会はこれで終わります。ありがとうございました。